参考様式第１号（第５条関係）

防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を示した図面等

１　防犯カメラを設置する個所

結城市大字結城　○○番地　　（○○自治会公民館敷地内）

２　図面等

自治会

公民館・

自宅等

記載例

映りこむ家

(同意書必要)

撮影範囲

設置箇所

参考様式第２号（第５条関係）

総　会　議　事　録

１　開催日時　　　　　　年　　月　　日

２　開催場所

３　出席者数

４　議決事項　　　　結城市防犯カメラ設置事業補助金交付制度による防犯カメラの設置につき、可決承認

（１）防犯カメラを設置する箇所

結城市

（２）設置する防犯カメラの台数　　　台

この議事録は、事実と相違ないことを証明します。

年　　　月　　　日

自治会等の名称

代表者　住所

氏名

参考様式第３号（第５条関係）

　　　自治会　防犯カメラ管理運用規定

１　趣旨

この規定は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、地域内に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定める。

２　設置目的

防犯カメラは、地域における犯罪防止や防犯意識向上等のために設置するものとする。

３　管理責任者

（１）防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

（２）管理責任者は、　　　　　　　とする。

（３）管理責任者に変更があった場合には市に届け出る。

４　設置の場所等

（１）配置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、　　　　　　　　に　　台の防犯カメラを設置する。

※配置図には、カメラの設置場所、撮影方向を表示

（２）設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

※表示例参照

５　映像の管理

（１）保管場所

録画装置の保管場所は　　　室（　　　公民館）とし、記録媒体は保管庫

に施錠して保管する。

原則として、映像の外部への持ち出し・転送を禁止する。

（２）立入り制限

保管場所には、管理責任者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。

（３）保存期間

保存期間は、２週間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。

（４）映像の消去・廃棄

保存期間を経過した映像は、重ね撮りにより速やかに、かつ、確実に消去す

るものとする。記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消

去されたことを確認の上廃棄する。

６　映像の利用及び提供の制限

記録された映像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次

の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

（１）法令等の規定に基づくとき。

（２）人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（３）犯罪が発生したとき、又は発生するおそれがあると認められるとき。

（４）捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められたとき。

※映像の提供を行うときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容

等を記録するものとする。

７　保守点検

防犯カメラの機能維持のため、　　ヶ月ごとに保守点検を行うものとする。

８　苦情等の処理

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

９　市の施策への協力

犯罪の抑止及び防犯意識の向上を図るため、結城市が行う施策に積極的に協力するとともに、地域防犯力の向上に努めるものとする。

（表示例）

　　防犯カメラ作動中

　　　設置者　○○自治会